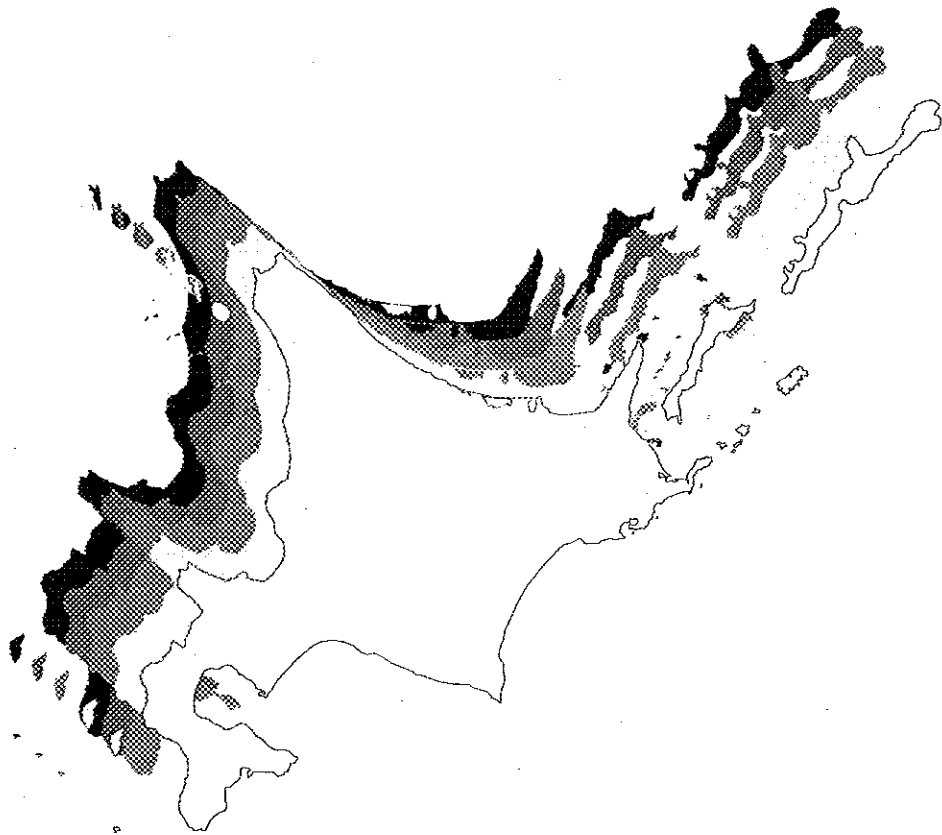


北海道総合計画指標

（令和2年度（2020年度））



北海道

指標設定の考え方等

(指標の設定目的)

- ・ 総合計画を道民と道及び市町村がともに考え、ともに行動する指針とするためには、今後の北海道の「めざす姿」と進むべき道筋を共有していくことが必要です。
- ・ こうしたことから、指標を設定し、政策の効果を定量的に把握して、めざす姿と目標の「見える化」を図ります。
- ・ 計画の推進状況の点検・評価を行う際には、この指標の進捗を用いて、政策（取組）の目標に対する達成度を検証します。

(指標と政策の対応)

- ・ 指標は、「第3章 政策展開の基本方向」の各分野の「政策の柱」（中項目）における「政策の方向性」ごとに設定しています。
- ・ 設定に当たっては、「政策の方向性」の全体を概ね表す項目、または「政策の方向性」の一部を表すものではあるが象徴的な項目を選定しています。

(指標項目の選定基準)

- ・ 原則として、次の考え方に沿った項目を指標として選定しています。
 - ① 経済社会の状況や道民の暮らしの状態を表すアウトカム指標
 - ② 都道府県順位の把握や全国平均値との比較ができる指標
 - ③ 原則、毎年または隔年で実績が公表される指標

(目標の設定)

- ・ 各指標には原則として目標値を設定しています。ただし、指標項目の性格や精度により目標値の設定が困難なものは、他の都府県との順位の比較などにより、その方向を示しています。
- ・ 目標の設定年次は、原則として平成26年度を基準とし、平成28年度から10年後としています。ただし、国の計画などに合わせて設定する場合は、これに準じています。
- ・ 目標値の設定類型を分類すると概ね次のとおりです。
 - ① あるべき姿として設定するもの
 - ② 他の都府県との順位の比較などにより、その方向を示すもの
 - 〔 ・ 全国一位または上位をめざして設定
 - ・ 全国平均または中位水準をめざして設定 など 〕
 - ③ 国の計画等の目標値にあわせて設定するもの

(実績値について)

- ・ 本書における指標の実績値は、令和2年（2020年）8月1日時点での最新の統計数値等を使用しています。

北海道総合計画指標一覧

※1 「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

※2 「実績値」は令和2年8月1日時点での最新の統計数値

(●毎年調査、○数年調査)

区分	番号	指標項目	基準値※1		実績値※2		目標値		指標の説明
			数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	
1 生活・安心	(1)安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進								
	■ 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり								
	1	● 合計特殊出生率	1.27 (全国平均値 1.42)	h26 (2014)	1.24 (全国平均値 1.36)	r1 (2019)	全国水準	r7 (2025)	・15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値
	■ 安心して子育てできる社会の形成								
	2	● 保育所入所待機児童数	182人	H26 (2014)	134人	R1 (2019)	0人	R6 (2024)	保育の必要性が認定され、保育所等利用の申込みがなされているが、利用できていない児童の数 ※R2に目標を達成し、以降それを維持することをめざす
	3	○ 小児科医師数 (小児人口1万人当たり)	16.1人 (全国平均値 18.4人)	h26 (2014)	15.5人 (全国平均値 17.9人)	h30 (2018)	全国平均値 以上	r7 (2025)	・小児人口1万人当たりの小児科医師数
	■ 地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり								
	4	● 里親及びファミリーホームへの委託の割合	26.9%	H26 (2014)	32.5%	R1 (2019)	現状(32.7%) から増加	R7 (2025)	社会的養護が必要な児童のうち、実際に里親やファミリーホームへ委託した児童の数 ※目標値の見直し時点での実績値(平成30年、32.7%)からの増加を目標として設定
	(2)安心で質の高い医療・福祉サービスの強化								
	■ 将来にわたり安心できる地域医療の確保								
	5	○ 全道の医療施設に従事する医師数 (人口10万人当たり)	230.2人 (全国平均値 233.6人)	h26 (2014)	243.1人 (全国平均値 246.7人)	h30 (2018)	全国平均値	r7 (2025)	・道内の医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数
	■ 高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成								
	6	● 北海道福祉人材センターの支援による介護職の就業者数	130人	H26 (2014)	245人	R1 (2019)	230人	R7 (2025)	・北海道福祉人材センターの斡旋・紹介による介護職の就業者数
	■ 道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防								
	7	○ 健康寿命	男性:全国第25位(71.11年) 女性:全国第26位(74.39年)	h25 (2013)	男性:全国第25位(71.98年) 女性:全国第45位(73.77年)	h28 (2016)	健康寿命を延伸させる	r7 (2025)	・健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間 ・健康寿命を延伸させることをめざす
8	● 特定健康診査受診率	36.4%	H25 (2013)	42.1%	H29 (2017)	70.0%	R7 (2025)	・40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者のうち、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を受診した者の割合	
(3)豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承									
■ 豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承									
9	● 環境基準達成率								
	大気汚染	100%	H25 (2013)	100%	R1 (2019)	100%	R7 (2025)	・豊かな自然や安全・安心な地域環境の保全、健全な水環境の確保など、環境の状態を示す指標であり、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準	
水質汚濁	91.6%	H26 (2014)	90.8%	R1 (2019)	100%	R7 (2025)			
■ 人と自然・生き物が共生する社会づくり									
10	● エゾシカ個体数指数								
	東部	144	H26 (2014)	128	R1 (2019)	50～25	R7 (2025)	・東部地域は平成5年度を、西部地域は平成12年度を100とした場合の毎年の生息動向を相対的に示した数値	
	西部	253	H26 (2014)	257	R1 (2019)	150～75	R7 (2025)		
(4)環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築									
■ 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進									
11	● 温室効果ガス排出量	7,250万t -CO ₂	H24 (2012)	7,017万t -CO ₂	H28 (2016)	6,099万t -CO ₂ 以下	R7 (2025)	・二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの道内排出量の合計 ・R2に目標を達成し、以降それ以下とすることをめざす	

区分	番号	指標項目	基準値※1		実績値※2		目標値		指標の説明	
			数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)	数値など	年(度) (H.R.:年度, h.r.:暦年)		
1 生活・安心	■ 北海道らしい循環型社会の形成									
	12	● 循環型社会の形成状況								
		循環利用率	14.5%	H24 (2012)	15.7%	H29 (2017)	17.0%	R6 (2024)	・経済社会に投入される全体量のうち、循環利用量の占める割合	
		廃棄物の最終処分量	112万t	H24 (2012)	100万t	H29 (2017)	82万t	R6 (2024)	・道内の一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計	
	(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上									
	■ 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり									
	13	● 治安情勢								
		刑法犯認知件数	40,359件	h26 (2014)	23,607件	r1 (2019)	前年実績 以下	r7 (2025)	・警察において発生を認知した刑法犯の数	
		重要犯罪の検挙率	72.7% (過去5年平均 66.2%)	h26 (2014)	86.0% (過去5年平均 76.6%)	r1 (2019)	過去5年 平均以上	r7 (2025)	・警察が認知した重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ事件)の件数のうち、検挙した件数の割合	
	14	● 消費者被害防止地域ネットワーク組織数(累計)	52組織	H26 (2014)	70組織	R2 (2020)	74組織	R7 (2025)	・地域住民を悪質商法から守るために、自治体・警察・各種団体が連携して見守りなどに取り組む組織の数	
	■ 豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保									
	15	● HACCP手法による衛生管理導入施設数(累計)	511施設	H26 (2014)	1,583施設	R1 (2019)	2,250施設	R5 (2023)	・HACCPによる衛生管理手法を導入している施設の数	
■ 人々が互いに尊重しあう社会づくり										
16	● 人権侵害事件数(人口10万人当たり)	19.9件 (全国平均値 16.9件)	h26 (2014)	7.3件 (全国平均値12.1 件)	r1 (2019)	全国平均値	r7 (2025)	・法務省の人権擁護機関において人権侵害の疑いのある事案について措置を講じたものの件数		
(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立										
■ 防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上										
17	● 自主防災組織活動力パー率	51.3% (全国平均値 80.0%)	H26 (2014)	60.5% (全国平均値 84.1%)	R1 (2019)	R7までに 全国平均値 以上	R7 (2025)	・全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合		
■ 災害に強い地域づくりの推進										
18	● 災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況									
	避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況(水害、土砂災害、高潮災害、津波災害)	水害86.9% 土砂災害92.0% 高潮災害73.1% 津波災害98.8%	H26 (2014)	水害83.9% 土砂災害89.2% 高潮災害100% 津波災害97.4%	R1 (2019)	R7までに 100%	R7 (2025)	・市町村における避難勧告等の発令基準や津波避難計画、火山・洪水・津波についてのハザードマップの作成割合		
	常時観測火山(9火山)のハザードマップの作成状況	88.9% (8火山)	H26 (2014)	100%	R2 (2020)	R7までに 100%	R7 (2025)			
	洪水ハザードマップを作成した市町村の割合	94.9%		97.2%	R1 (2019)					
	津波ハザードマップを作成した市町村の割合	97.5%		98.8%	R1 (2019)					
津波避難計画を作成した市町村の割合	72.8%	98.8%		R1 (2019)						
(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮										
■ 大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服										
19	● 緊急輸送道路等上の橋梁の耐震化率(道道)	59% [旧方針] ※	H26 (2014)	0% [新方針]	H30 (2018)	33% [新方針]	R7 (2025)	・緊急輸送を円滑かつ確実に行うための緊急輸送道路や避難路上にある橋梁の耐震化の割合 ※新方針の基準値は0%(H30(2018))		
20	○ 住宅及び多数利用建築物の耐震化率	82%	H22 (2010)	86.6%	H27 (2015)	95%以上	R7 (2025)	・住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の割合 ・R2に目標を達成し、以降それ以上とすることをめざす		
■ 被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮										
21	● リスク分散による企業立地件数	H24~H26 累計63件 (3年間平均 21件)	H26 (2014)	27件	R1 (2019)	R2~R6 累計125件	R6 (2024)	・リスク分散を理由とした道内での企業立地(新設及び増設)の件数		
2 経済・産業	(1) 農林水産業の持続的な成長									
	■ 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり									
	22	● 食料自給率(カロリーベース)	197% 概算値	H25 (2013)	196% 概算値	H30 (2018)	258%	R7 (2025)	・北海道の食料消費が、道内の食料生産によってどのくらい賄われるかをカロリー(供給熱量)ベースで算出したもの	
23	● 新規就農者数	612人	h26 (2014)	529人	h30 (2018)	毎年 770人	r7 (2025)	・新たに就農した者の数		

区分	番号	指標項目	基準値※1		実績値※2		目標値		指標の説明
			数値など	年(度) (H,R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H,R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H,R:年度, h,r:暦年)	
2 経済・産業	■ 水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり								
	24	● 漁業生産額 (漁業就業者1人当たり)	978万円	h25 (2013)	1,122万円	h30 (2018)	1,324万円	r7 (2025)	・漁業就業者1人当たりの漁業生産額
	25	● 新規漁業就業者数	216人	H25 (2013)	171人	R1 (2019)	毎年 260人	R7 (2025)	・漁業に新たに就業した者の数
	■ 林業・木材産業の振興を図り、資源の循環利用を進める森林づくり								
	26	● 道産木材の利用量	400万m ³	H25 (2013)	463万m ³	H30 (2018)	509万m ³	R7 (2025)	・森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量
	27	○ 林業の新規参入者数	107人	H25 (2013)	161人	H30 (2018)	毎年 160人	R7 (2025)	・林業に新たに就業した者の数
	(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造								
	■ 高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興								
	28	● 製造業の付加価値生産性	870万円	h26 (2014)	991万円	h30 (2018)	1,280万円	r7 (2025)	・製造業の従事者1人当たりの付加価値額(生産額から原材料使用料等や減価償却費などを控除した額)
	■ 地域資源を活かした食関連産業の振興								
29	● 食品工業の付加価値額	5,748億円	h26 (2014)	6,730億円	h30 (2018)	7,200億円 以上	r7 (2025)	・食品工業における企業の営業利益(税引後)	
30	● 商談会等における国内成約件数	3,422件	H26 (2014)	3,545件	R1 (2019)	4,300件	R7 (2025)	・国内で道や団体などが主催する商談会の開催により成約となった取引件数	
■ 本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進									
31	● 企業立地件数	H22~H26 累計355件 (5年間平均 71件)	H26 (2014)	94件	R1 (2019)	H28~R7 累計 780件	R7 (2025)	・道内での企業立地(新設及び増設)の件数	
(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生									
■ 地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興									
32	● 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの相談件数	8,145件	H26 (2014)	15,806件	R1 (2019)	15,200件	R7 (2025)	・(公財)北海道中小企業総合支援センターが行った「経営相談」及び「専門相談」の件数	
33	● 開業率	4.3%	H26 (2014)	3.9%	H30 (2018)	10.0%	R7 (2025)	・既存事業所に対する新規に開設された事業所数の割合	
■ 住民の暮らしを支える地域商業の活性化									
34	○ 来街者数が現状維持または増加している商店街の割合	30.4%	H26 (2014)	36.0%	H30 (2018)	50.0%	R7 (2025)	・来街者数が現状を維持している、または増加していると回答した商店街の割合	
■ 地域の安全・安心に欠かせない建設業の振興									
35	● 道内建設業就業者の年齢階層別構成比の29歳以下の就業割合	8.3%	h26 (2014)	8.3%	r1 (2019)	13.1%	r7 (2025)	・道内建設業就業者のうち、15~29歳の者の人数割合	
(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進									
■ 健康長寿・医療関連産業の創造									
36	● 医薬品・医療機器生産金額	644億円	h26 (2014)	611億円	h30 (2018)	720億円	r7 (2025)	・医薬品・医療機器の製造所において製造された最終製品の生産金額	
■ 新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造									
37	● 新エネルギー導入量								
	発電分野(設備容量)	202.5kW	H26 (2014)	320kW	H30 (2018)	292.7kW 以上	R7 (2025)	・太陽光、風力、雪氷またはバイオマスを利用して得られるエネルギー及び地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギーの量 ・R2に目標を達成し、以降それ以上とすることをめざす	
	発電分野(発電電力量)	5,924百万kWh	H26 (2014)	8,611百万kWh	H30 (2018)	8,115百万kWh 以上	R7 (2025)		
熱利用分野(熱量)	13,242TJ	H26 (2014)	14,713TJ	H30 (2018)	20,133TJ 以上	R7 (2025)			
■ 本道の活性化に役立つ科学技術の振興									
38	● 産学官の共同研究の件数	1,135件	H26 (2014)	1,551件	R1 (2019)	1,700件	R7 (2025)	・道内の大学等(国・公・私立大学、短大、高等専)及び道立試験研究機関(地方独立行政法人北海道立総合研究機構を含む)等における共同研究の件数	
(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展									
■ アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大									
39	● 道産食品輸出額	663億円 ※	h26 (2014)	1,182億円	h30 (2018)	1,500億円 以上	r7 (2025)	・本道から道内港を通じ、直接海外へ輸出された道産食品の通関額及び道外港を通じ、海外へ輸出された道産食品の通関額の推計(H30.12~) ※基準値は、函館税関を通じ、直接海外へ輸出された道産食品の通関額	

区分	番号	指標項目	基準値※1		実績値※2		目標値		指標の説明	
			数値など	年(度) (H,R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H,R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H,R:年度, h,r:暦年)		
2 経済・産業	■ 海外展開によるビジネス創出と海外からの投資の促進									
	40	● 輸出額	4,787億円	h26 (2014)	3,121億円	R1 (2019)	7,250億円	r7 (2025)	・本道から函館税関を通じ、直接海外へ輸出された通関額	
	(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進									
	■ 食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり									
	41	○ 観光消費額(道内容、道外客、外国人)								
			道内容1人当たり	13,271円	H22 (2010)	13,432円	R1 (2019)	15,000円	R7 (2025)	・道内、国内、海外からの観光客が道内での観光1回に消費した平均額(1人当たり)
			道外客1人当たり	69,670円	H22 (2010)	72,316円	R1 (2019)	79,000円	R7 (2025)	
		外国人1人当たり	122,128円	H22 (2010)	143,293円	R1 (2019)	209,000円	R7 (2025)		
	■ 国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大									
	42	● 国際会議等の開催状況	107件	h26 (2014)	116件	h30 (2018)	140件	r7 (2025)	・道内で開催された国際会議の開催回数	
	43	● 数 (うち外国人客)	723万人 (154万人)	H26 (2014)	919万人 (312万人)	H30 (2018)	1,150万人 (500万人以上)	R7 (2025)	・道外から本道を訪れた観光客(国内及び外国人)の実人数	
	(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保									
	■ 雇用の受け皿づくりと産業人材の育成・確保									
	44	● 就業率	53.1% (全国平均値 57.3%)	h26 (2014)	56.7% (全国平均値 60.6%)	r1 (2019)	全国平均値	r7 (2025)	・15歳以上の人口のうち、仕事に就いている人の割合	
■ 多様な働き手の就業支援と就業環境の整備										
45	● ジョブカフェ北海道での若年者の就職内定者数	6,362人	H26 (2014)	6,170人	R1 (2019)	H28からの累計 63,800人	R7 (2025)	・ジョブカフェ北海道に登録し、就職支援サービスを受けて就職が内定した人数の累計 新規卒予定者や若年求職者(44歳以下)など、様々な状況に置かれた者が、安定的に仕事に就くことができたことを測るもの		
46	● ジョブサロン北海道での中高年齢者等の就職者数	522人	H26 (2014)	330人	R1 (2019)	H28からの累計 5,400人	R7 (2025)	・ジョブサロン北海道に登録し、就職支援サービスを経て就職した人数の累計 ・家計を担う求職者や復職を希望する女性など、様々な状況に置かれた中高年齢者等(35歳以上)が、安定的な仕事に就くことができたことを測るもの		
47	● 年間総労働時間 (フルタイム労働者)	2,006時間	h26 (2014)	1,966時間	r1 (2019)	1,922時間	r7 (2025)	・常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の労働者の年間総労働時間		
48	● 育児休業取得率	男性3.0% 女性87.9%	H26 (2014)	男性4.5% 女性92.1%	R1 (2019)	男性13.0% 女性90.0%	R7 (2025)	・出産者または配偶者が出産した者のうち、育児休業取得者の割合		
3 人・地域	(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築									
	■ 地域で互いに支え合うまちづくりの推進									
	49	○ 「できれば今と同じ市町村に住んでいたい」と考える人の割合	76.2%	H26 (2014)	75.4%	R1 (2019)	増加させる	R6 (2024)	・道が実施する道民意識調査における「できれば今と同じ市町村に住んでいたい」と考える人の割合	
	50	○ 集落対策を実施している市町村	85市町村 (集落がある市町村177)	H25 (2013)	151市町村	R1 (2019)	集落がある全市町村	R7 (2025)	・集落がある市町村のうち、集落対策として生活交通の確保や買い物支援などの対策を実施している市町村の数	
	■ 居住環境の魅力を活かした移住・定住の促進									
	51	● 移住・定住の促進								
			「北海道ふるさと移住定住推進センター」の年間相談件数	実績なし (H27.10開設)		1,610件	R1 (2019)	1,570件	R7 (2025)	・「北海道ふるさと移住定住推進センター」において移住関連相談を受ける件数
		ちよつと暮らし滞在日数	66,592日	H26 (2014)	94,924日	R1 (2019)	107,000日	R7 (2025)	・北海道体験移住「ちよつと暮らし」の利用者の延べ滞在日数	
	52	● 地域おこし協力隊員数	225人	H26 (2014)	631人	R1 (2019)	1,005人以上	R7 (2025)	・本道において地域おこし協力隊として働く隊員の数	
	■ 地域の可能性を広げるICTの活用									
53	● ブロードバンドサービス人口普及率	79.4%	H26 (2014)	166.6%	R1 (2019)	150%	R7 (2025)	・本道の全人口に対するブロードバンドサービス(光回線、モバイルルーター、スマートフォンなど)契約数の総数の割合		

区分	番号	指標項目	基準値※1		実績値※2		目標値		指標の説明
			数値など	年(度) (H,R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H,R:年度, h,r:暦年)	数値など	年(度) (H,R:年度, h,r:暦年)	
3 人・地域	(2)北海道の未来を拓く人材の育成								
	■ ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり								
	54	● 平均正答率の状況	小学国A 98.5 小学国B 95.3 小学算A 97.1 小学算B 94.8	H26 (2014)	小学国語 98.4 小学算数 96.8	R1 (2019)	R4までに 全ての管内で 全国平均値 以上 (100以上)	R4 (2022)	・全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国平均値を100とした場合の北海道の各教科の数値(小学校6年生、中学校3年生) ・「A」は主として「知識」に関する問題、「B」は主として「活用」に関する問題。 R1(2019)から、知識と活用を一体的に問う問題に変更
	55	● 児童生徒の体力・運動能力の状況	小学男子 48.5 小学女子 47.7 中学男子 47.9 中学女子 45.9	H26 (2014)	小学男子 49.1 小学女子 48.7 中学男子 48.6 中学女子 46.7	R1 (2019)	R4までに 全国平均値 以上 (50以上)	R4 (2022)	・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の総合得点の全国平均値を50とした場合の北海道の数値(小学校5年生、中学校2年生)
	56	● 生涯学習の成果を活用している住民の割合	40.3%	H26 (2014)	59.8%	R1 (2019)	80.0%	R7 (2025)	・「生涯学習」を行った人のうち、「学習活動を通じて身に付けた知識・技術や経験をまちづくりやボランティア活動、子どもたちを育むための活動、他の人たちの学習やスポーツ活動、文化活動などの指導に生かしている」と回答した人数の割合
	■ グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成								
	57	● 国際理解教育を行っている公立高校の割合	71.0%	H26 (2014)	100%	R1 (2019)	100%を維持	R7 (2025)	・姉妹校との生徒の交流会や外国人による講演会など国際理解教育に関する取組を行っている公立高校の割合
	58	● 外国人留学生数	2,588人	H26 (2014)	3,886人	R1 (2019)	3,700人	R7 (2025)	・「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格により道内の大学などで教育を受ける外国人留学生の数
	■ 次代の社会を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり								
	59	● いじめに対する意識	小学校 82.3% 中学校 70.7%	H26 (2014)	小学校 87.2% 中学校 79.3%	R1 (2019)	R4までに 小学校 中学校 ともに100%	R4 (2022)	・全国学力・学習状況調査において、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」について、「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合
	(3)高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり								
	■ 意欲と希望のある高齢者や障がいのある方々の活躍促進								
	60	● 高齢者(65歳以上)の就業率	16.5% (全国平均値 20.8%)	h26 (2014)	21.8% (全国平均値 24.9%)	r1 (2019)	r5までに 全国平均値 以上	r5 (2023)	・65歳以上の高齢者のうち、仕事に就いている人の割合
	61	● 障がい者の実雇用率(民間企業)	1.90%	h26 (2014)	2.27%	r1 (2019)	r7までに 法定雇用率 以上	r7 (2025)	・「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者等の雇用義務がある民間企業における障がい者の平均実雇用率
	■ 社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり								
62	● 女性(25～34歳)の就業率	66.8% (全国平均値 71.6%)	h26 (2014)	77.0% (全国平均値 78.6%)	r1 (2019)	r7までに 全国平均値 以上	r7 (2025)	・25～34歳の女性のうち、仕事に就いている人の割合	
(4)ふるさとの歴史・文化の発信と継承									
■ 北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承口									
63	● 北海道博物館の利用者満足度	65.8%	H25 (2013)	93.7%	R1 (2019)	80.0%	R7 (2025)	・北海道博物館の利用者調査で「満足」と回答した人の割合	
■ 先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開									
64	● 赤れんが庁舎入館者数	51万人	H26 (2014)	-	-	81万人	R7 (2025)	・赤れんが庁舎の年間入館者数	
■ 生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興									
65	○ 文化会館入場者数	46万人	H22 (2010)	40万人	H26 (2014)	50万人	R7 (2025)	・公立文化会館が主催・共催する事業の入場者数または参加者数	

区分	番号	指標項目	基準値※1		実績値※2		目標値		指標の説明
			数値など	年(度) (H,R:年度、 h,r:暦年)	数値など	年(度) (H,R:年度、 h,r:暦年)	数値など	年(度) (H,R:年度、 h,r:暦年)	
3 人・地域	(5)世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現								
	■ 地域スポーツ活動の推進と環境の充実								
	66	○ 本道の成人の週1回以上のスポーツ実施率	59%	H26 (2014)	58%	H30 (2018)	65%	R7 (2025)	・道内の成人のうち、週に1回以上スポーツをする人の割合
	■ 世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成								
	67	○ 本道出身のオリンピック・パラリンピック出場者数	夏季17人 (ロンドン) 冬季60人 (ソチ)	h24 (2012) h26 (2014)	夏季20人 (リオデジャネイロ) 冬季72人 (平昌)	h28 (2016) h30 (2018)	前回大会 以上	r7 (2025)	・本道出身の夏季・冬季オリンピック・パラリンピック出場選手の数
	(6)連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり								
	■ 個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり								
	68	● 国や道の広域連携制度に取り込む地域数	12地域	H26 (2014)	25地域	R1 (2019)	25地域	R7 (2025)	・道内で定住自立圏及び連携中核都市圏、道独自の市町村連携地域モデル事業により連携する地域の数
	69	● 本道からの転出超過数	約8,000人	h26 (2014)	2,331人	r1 (2019)	0人	r7 (2025)	・本道に転入してくる人と本道から転出する人の差
	■ 国際交流と多文化共生の推進								
	70	● 外国人居住者数	23,534人	h26 (2014)	42,485人	r1 (2019)	51,000人	r7 (2025)	・道内に在住する中長期在留者及び特別永住者の数
	■ 北方領土の早期返還と隣接地域の振興								
	71	● 北方領土返還要求署名数(累計)	8,702万人	H26 (2014)	9,153万人	R1 (2019)	9,769万人	R7 (2025)	・昭和40年から行われている北方領土返還要求署名数の累計値
(7)持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備									
■ 産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備									
72	● 個別施設ごとの長寿命化計画策定率	41.7%	H26 (2014)	78.4%	R1 (2019)	R2までに 100%	R2 (2020)	・道所有の交通、上下水道、公園、治水、農林水産施設、建物などの個別施設ごとに策定する長寿命化計画の策定割合	
■ 連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成									
73	● 道内空港の国際線利用者数	205万人	H26 (2014)	350万人	R1 (2019)	380万人 以上	R7 (2025)	・道内空港の国際線(定期便、チャーター便)の利用者数	

合計特殊出生率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■結婚や出産の希望をかなえる環境づくり

【何を測る指標か】

子どもを産み育てる環境や子どもが健やかに成長できる環境、結婚や出産を望む人々の希望が叶えられる地域社会の状況を測る指標

【定義・算出式】

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別(年齢階級別)出生率を合計した数値。
一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当。

【出典】

厚生労働省「人口動態統計」毎年調査、概ね6月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年(2014年) 1.27(全国平均値 1.42)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 全国水準

<目標値設定の考え方>

結婚や出産を望む方々の希望が叶えられる環境づくりや安心して子育てできる社会づくりを進めることにより、全国平均との乖離を縮小し、全国水準まで引き上げることが目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年(2019年) 1.24(全国平均値 1.36)

<達成度合の分析>

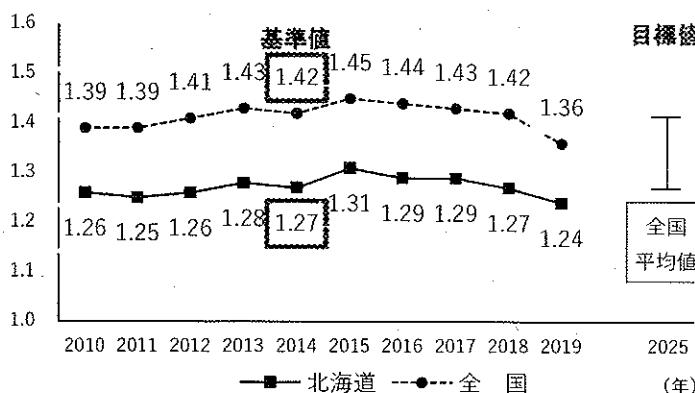
依然として全国水準を下回り、低い状況となっている。引き続き総合的な少子化対策の推進が必要である。

●データ

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
北海道	1.26	1.25	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29	1.29	1.27	1.24
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36

基準値

実績値



都道府県別順位(R1(2019))

都道府県名	合計特殊出生率	順位	前年比
沖縄県	1.82	1	△ 0.07
宮崎県	1.73	2	0.01
島根県	1.68	3	△ 0.06
長崎県	1.66	4	△ 0.02
佐賀県	1.64	5	0.00
埼玉県	1.27	43	△ 0.07
京都府	1.25	44	△ 0.04
北海道	1.24	45	△ 0.03
宮城県	1.23	46	△ 0.07
東京都	1.15	47	△ 0.05
全国	1.36	-	△ 0.06

保育所入所待機児童数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1. 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■安心して子育てできる社会の形成

【何を測る指標か】

安心して子育てできる社会の状況を測る指標

【定義・算出式】

保育の必要性が認定され、保育所等利用の申込みがなされているが、利用できていない児童の数

【出典】

厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」、毎年調査、9月頃公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 182人

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 0人 ※R2に目標を達成し、以降それを維持することをめざす。

<目標値設定の考え方>

ニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ることにより、待機児童を0人とすることを目標としている。なお、目標年については、北海道創生総合戦略、北の大地☆子ども未来づくり北海道計画において設定している令和2年度(2020年度)としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 134人

<達成度合の分析>

待機児童解消施策により、保育所等、待機児童の受け皿の整備は進んだが、保育士不足により定員までの受入れができないなどの理由により、目標の達成には至らなかった。

●データ

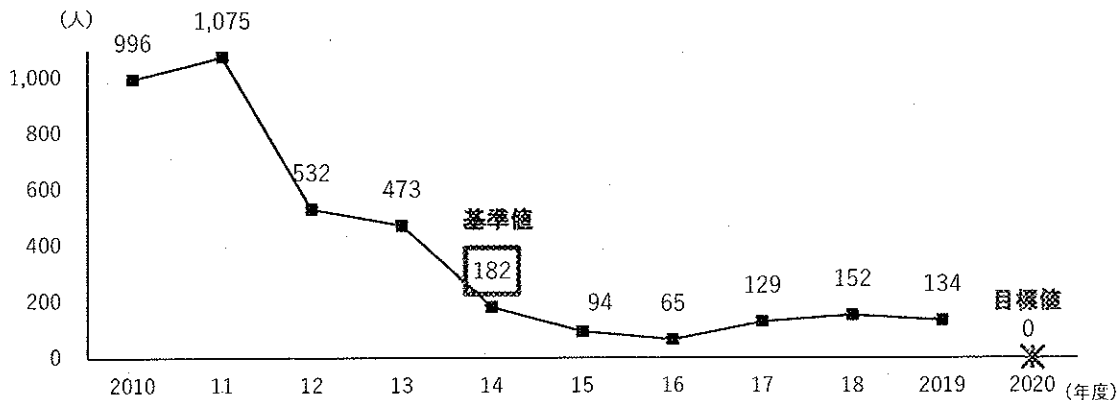
保育所入所待機児童数の推移

(単位:人)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
北海道	996	1,075	532	473	182	94	65	129	152	134
全国	25,556	24,825	22,741	21,371	23,167	23,553	26,081	19,895	16,772	12,439

H23.4.1現在
H24.4.1現在
H25.4.1現在
H26.4.1現在
H27.4.1現在
H28.4.1現在
H29.4.1現在
H30.4.1現在
H31.4.1現在
R2.4.1現在

基準値
実績値



里親及びファミリーホームへの委託の割合

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり

【何を測る指標か】

保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護養育するに当たり、一人ひとりの状況を十分に考慮された生活環境下で養育される状況を測る指標

【定義・算出式】

社会的養護が必要な児童のうち、実際に里親やファミリーホームへ委託した児童の割合

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、11月確定

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 26.9%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 現状(32.7%)から増加

<目標値設定の考え方>

平成28年度児童福祉法改正により、子どもの家庭養育優先の原則が明記されたことを踏まえ、家庭における養育が困難または適当でない場合には、代替養育のうち「家庭における養育環境と同等の養育環境」である里親等への委託を推進するため、個々の子どもの状況に応じながら、令和7年度(2025年度)までの目標として、現状からの増加を目指す。
※目標値の見直し時点(令和2年(2020年)3月)での実績値(平成30年(2018年)、32.7%)からの増加を目標として設定

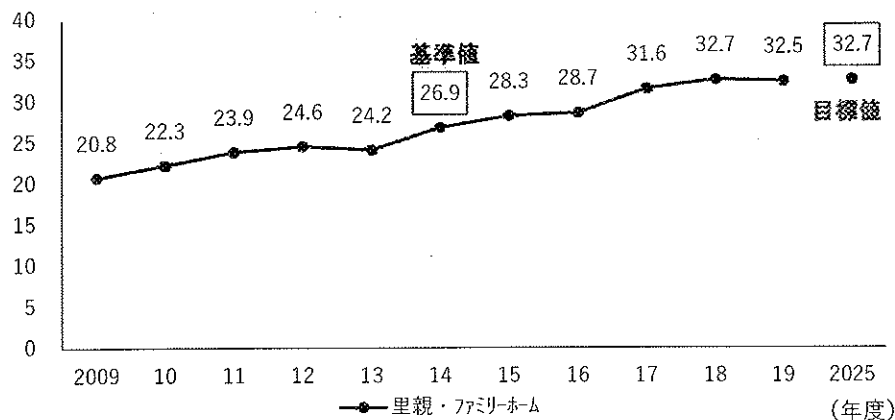
【③実績値】 ※令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 32.5%

<達成度合の分析>

里親・ファミリーホーム入所割合は概ね順調に推移しており、令和2年度から新たに目標値を設定して取り組んでいく。

●グラフ



北海道福祉人材センターの支援による介護職の就業者数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2)安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成

【何を測る指標か】

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護人材の確保の取組状況を測る指標

【定義・算出式】

北海道福祉人材センターの斡旋・紹介等を経て介護職として就業した人数
 ・北海道福祉人材センターは、厚生労働大臣の認可を得て行う無料職業紹介所で、社会福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業などに関する職業紹介事業を行っている。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、概ね5月確定

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
 平成26年度(2014年度) 130人

【②目標値】

目標年:令和7年度(2025年度) 目標値:230人

<目標値設定の考え方>

北海道福祉人材センターの支援による介護職の確保人数は、ここ数年減少傾向にある。このため、多様な人材の参入促進や潜在有資格者の掘り起こしを積極的に行うことにより、過去の実績における高水準を目指し、目標値を設定

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

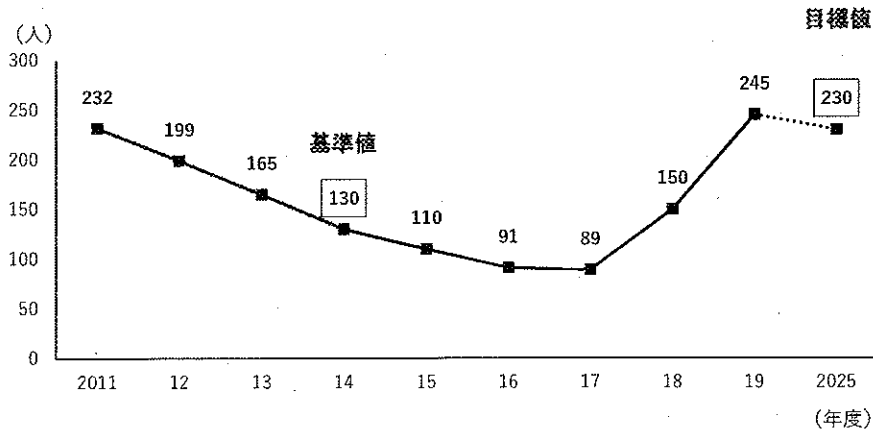
令和元年度(2019年度) 245人

<達成度合の分析>

北海道福祉人材センターに対し、目標値に対する中間評価の実施等、数値管理に対しての見直しを実施するなどし、介護人材確保対策の政策効果が表出した。今後とも実効性のある人材確保対策の総合的な推進に努める。

●データ

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
就業者数	232	199	165	130	110	91	89	150	245
				基準値					実績値



健康寿命

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防

【何を測る指標か】

道民の健康状況を測る指標

【定義・算出式】

健康寿命の延伸の状況
・健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

【出典】

厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」
3年ごと調査、概ね調査年の翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成25年 男性 71.11年(全国第25位)
(2013年) 女性 74.39年(全国第26位)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 健康寿命を延伸させる。

<目標値設定の考え方>

生活習慣病の予防の推進など生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命を延伸させることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020)年8月1日時点での最新の統計数値

平成28年 男性 71.98年(全国第25位)
(2016年) 女性 73.77年(全国第45位)

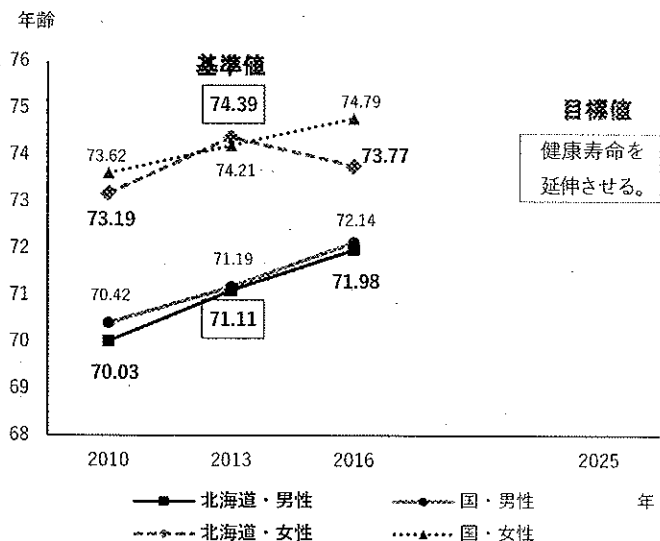
<達成度合の分析>

平成28年(2016年)の結果を見ると、男性の健康寿命は延伸したものの、女性の健康寿命は短縮した。進捗は遅れている状況にあり、引き続き取組を推進する。

●データ

年	2010	2013	2016
北海道・男性	70.03	71.11	71.98
国・男性	70.42	71.19	72.14
北海道・女性	73.19	74.39	73.77
国・女性	73.62	74.21	74.79

基準値 実績値



特定健康診査受診率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防

【何を測る指標か】

道民の疾病予防への取組状況を測る指標

【定義・算出式】

40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者のうち、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を受診した者の割合

【出典】

厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導・メタボリックシンドロームの状況(都道府県別一覧)」、毎年調査、概ね翌々年8月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成25年度(2013年度) 36.4%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 70%

<目標値設定の考え方>

特定健康診査を受診しやすい体制の整備や受診勧奨の促進などを行うことにより受診率を高めることを目指し、目標値を設定

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度(2017年度) 42.1%

<達成度合の分析>

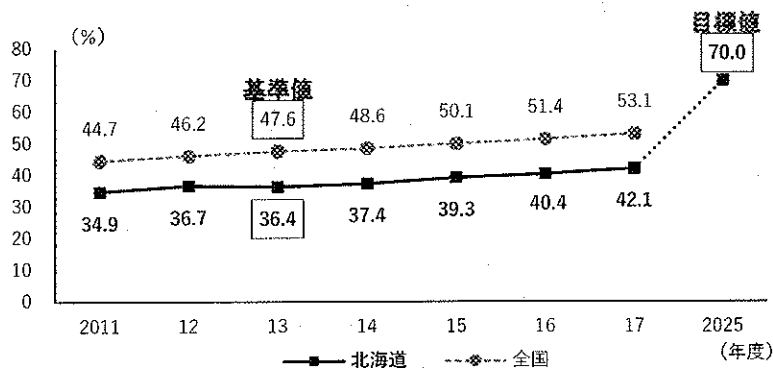
受診率向上に向けた普及啓発等を実施しており、徐々に効果が見られるものの、目標達成に向けて、引き続き取組が必要である。

●データ

(単位: %)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
北海道	34.9	36.7	36.4	37.4	39.3	40.4	42.1
全国	44.7	46.2	47.6	48.6	50.1	51.4	53.1

基準値 実績値



環境基準達成率(大気汚染・水質汚濁)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- 小項目(政策の方向性) ■豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承

【何を測る指標か】

安心して生活できる環境の状態を測る指標

【定義・算出式】

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るうえで維持されることが望ましい基準である。この指標は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標である。
 ・大気については、大気汚染測定局数のうち、環境基準(二氧化硫、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の達成局数の割合
 ・水質については、環境基準の類型当てはめをしている水域のうち、環境基準(河川についてはBOD(生物化学的酸素要求量)、海城・湖沼についてはCOD(化学的酸素要求量))を達成している公共用水域の割合

【出典】

北海道環境生活部「北海道の大気環境」、毎年調査、概ね翌々年6月公表
 北海道環境生活部「公共用水域の水質測定結果」、毎年調査、概ね翌年12月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

大気 平成25年度(2013年度) 100%
 水質 平成26年度(2014年度) 91.6%

【②目標値】

目標年:令和7年度(2025年度) 目標値:100%

<目標値設定の考え方>

- ・大気については、現在も良好な環境を維持していますが、今後も継続して全ての測定局で環境基準を達成することを目標としている。
- ・水質については、水域ごとに設定した環境基準を、測定したすべての環境基準点で達成することを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

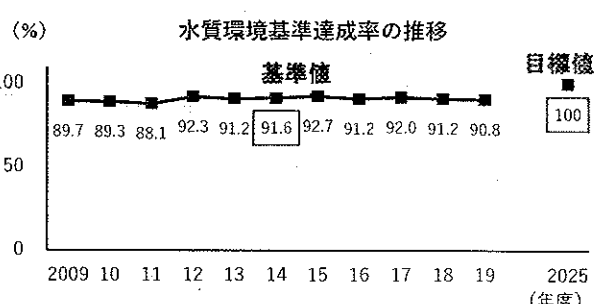
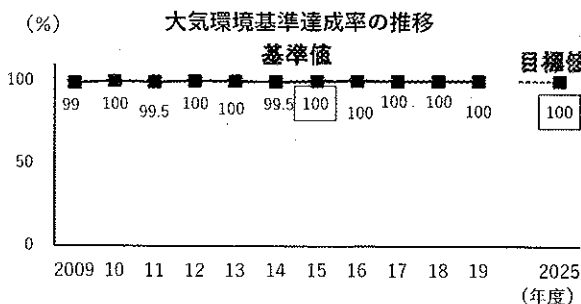
大気 令和元年度(2019年度) 100%
 水質 令和元年度(2019年度) 90.8%

<達成度合の分析>

[大気] 二氧化硫、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準は、全測定局で達成されている。
 [水質] 類型指定している262水域中、238水域で環境基準を達成したものの、閉鎖性水域である湖沼の環境基準達成率は54.5%であり、R1目標値(95.4%)は未達成となったが、水質汚濁防止法に基づく立入検査・指導、生活排水処理施設の整備などにより、目標達成率は95.2%と高い水準を保っている。

●データ

年度	基準値											実績値		
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2019	2019
大気環境基準	100.0	99.0	100.0	99.5	100.0	100.0	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100	100
水質環境基準	90.1	89.7	89.3	88.1	92.3	91.2	91.6	92.7	91.2	92.0	91.2	91.2	90.8	90.8



エゾシカ個体数指数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- 小項目(政策の方向性) ■人と自然・生き物が共生する社会づくり

【何を測る指標か】

人と自然・生き物が共生する社会づくりの状況を測る指標

【定義・算出式】

ライトセンサス結果や捕獲数などの様々なデータを統計処理して、毎年のエゾシカの生息動向を相対的に示した数値

- ・東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室各管内)は、基準年(平成5年度(1993年度))を100として、エゾシカの生息動向を示している。
- ・西部地域(空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷各管内)は、基準年(平成12年度(2000年))を100として、エゾシカの生息動向を示している。

【出典】

エゾシカ対策有識者会議による推計、毎年概ね7～8月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は、平成26年度(2014年度)の個体数指数の推定値

平成26年度(2014年度)

東部地域 144 西部地域 253

※毎年度の調査に基づく最新データの解析により、過去に遡って数値が更新される特徴があるため、計画策定時点の個体数指数(基準値)とは一致しない。【計画策定時: 東部地域 102 西部地域 224】

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 東部地域 50～25 西部地域 150～75

<目標値設定の考え方>

人間社会との軋轢が軽減され、かつ共存を図ることのできる水準(持続的利用措置 東部地域:50～25、西部地域:150～75)への到達及び維持を目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の推定値

令和元年度(2019年度)

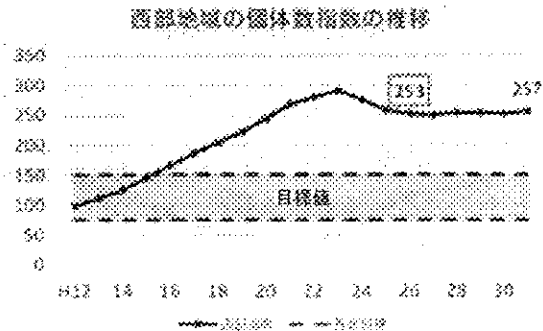
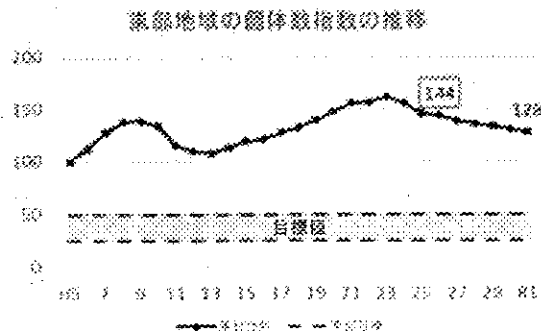
東部地域 128 西部地域 257

<達成度合の分析>

[東部地域] 目標に向けて着実に減少している。

[西部地域] 平成28年度(2016年度)から上昇に転じた可能性があり、目標達成に遅れが見られる。

●データ



※ 個体数指数は、研究者等から構成されるエゾシカ対策有識者会議で推計したもの。
 毎年度の調査に基づく最新データの解析により、過去に遡って数値が更新される特徴があるため、H26公表時の個体数指数(基準値)とは一致しない。

温室効果ガス排出量

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進

【何を測る指標か】

地球温暖化防止対策の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの道内排出量の合計

【出典】

北海道環境生活部「北海道温室効果ガス排出量実態調査」、毎年調査、概ね調査年の3年後の11月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成24年度(2012年度) 7,250万t-CO₂

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 6,099万t-CO₂以下

【目標値設定の考え方】

「北海道地球温暖化対策推進計画における削減目標の改定」(平成26年(2014年)12月)において、現状の温室効果ガス排出量、人口、経済成長率などの将来推計、施策等の効果による削減見込量を算定し、令和2年度(2020年度)の目標値を6,099万t-CO₂と設定していることから、それ以下を目標値として設定

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

平成28年度(2016年度) 7,017万t-CO₂

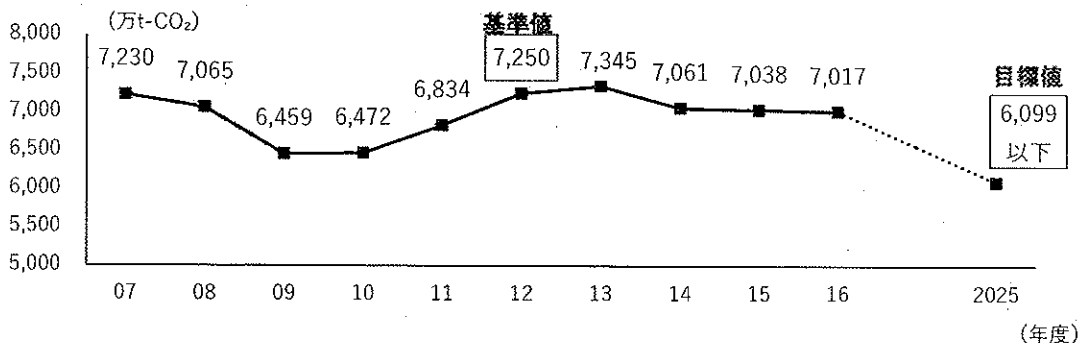
<達成度合の分析>

排出量は減少傾向にあるが、より効果的な施策の実施を検討する必要がある。

●グラフ

(単位: 万t-CO₂)

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
温室効果ガス排出量	7,230	7,065	6,459	6,472	6,834	7,250	7,345	7,061	7,038	7,017
						基準値				実績値



循環型社会の形成状況（循環利用率）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1. 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合
・循環利用量とは、廃棄物のうち循環利用される量であり、具体的には

- ①一般廃棄物の集団回収量
- ②中間処理に伴う資源化量及び直接資源化量
- ③産業廃棄物の有価物量及び再生利用量
- ④未利用バイオマスの利活用仕向量(湿潤重量ベース)

の合計

【出典】

北海道環境生活部調べ 5年ごと調査、概ね調査年の翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成24年度(2012年度) 14.5%

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 17.0%

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))を一層推進することにより、基準値より1.5ポイント向上させることをめざし、目標値を設定

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度(2017年度) 15.7%

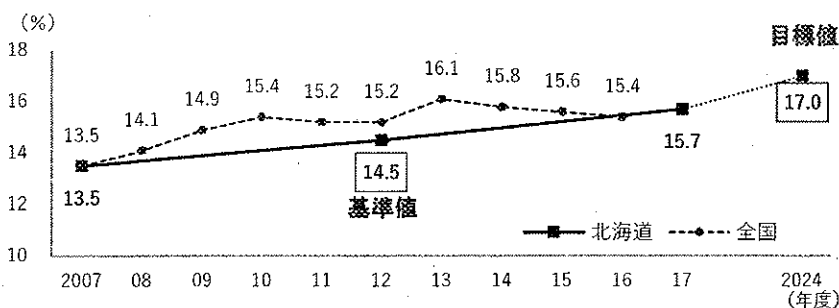
<達成度合の分析>

目標の達成に向けて順調に推移しているが、国では、平成30(2018)年6月に策定した「第4次循環型社会形成基本計画」において、令和7年度(2025年度)の全国の目標値を18%に設定しており、道も引き続き、循環利用率の更なる向上に向けた取組を進める必要がある。

●データ

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
北海道	13.5	—	—	—	—	14.5	—	—	—	—	15.7
全国	13.5	14.1	14.9	15.4	15.2	15.2	16.1	15.8	15.6	15.4	—

基準値 実績値



循環型社会の形成状況(廃棄物の最終処分量)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

道内の一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計

【出典】

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」及び北海道「産業廃棄物処理状況調査」、毎年調査、概ね翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成24年度(2012年度) 112万t

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 82万t

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))の一層の推進などにより、平成24年度(2012年度)実績から約23%削減させることを目標として設定している。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

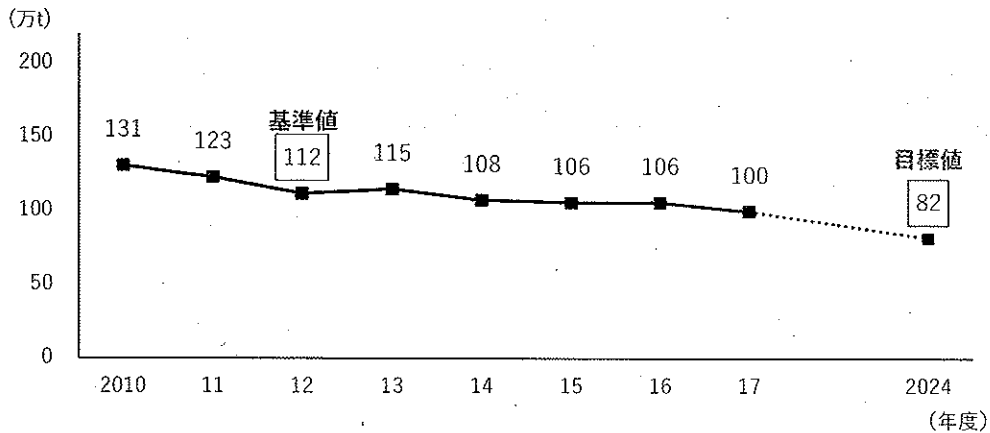
平成29年度(2017年度) 100万t

<達成度合の分析>

減少傾向にあり、概ね順調に推移している。引き続き、最終処分量削減に向けた取組を推進していく。

●データ

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
最終処分量	131	123	112	115	108	106	106	100
			基準値					実績値



治安情勢（刑法犯認知件数）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標

【定義・算出式】

警察において発生を認知した刑法犯の数

・「刑法犯」とは、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪のほか、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」等、刑法に関連する一定の特別法も含む。

【出典】

警察庁「犯罪統計資料」毎年調査、2月頃公表

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年(2014年) 40,359件

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 前年実績以下

<目標値設定の考え方>

刑法犯認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものですが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることをめざし、前年実績以下を目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年(2019年) 23,607件

<達成度合の分析>

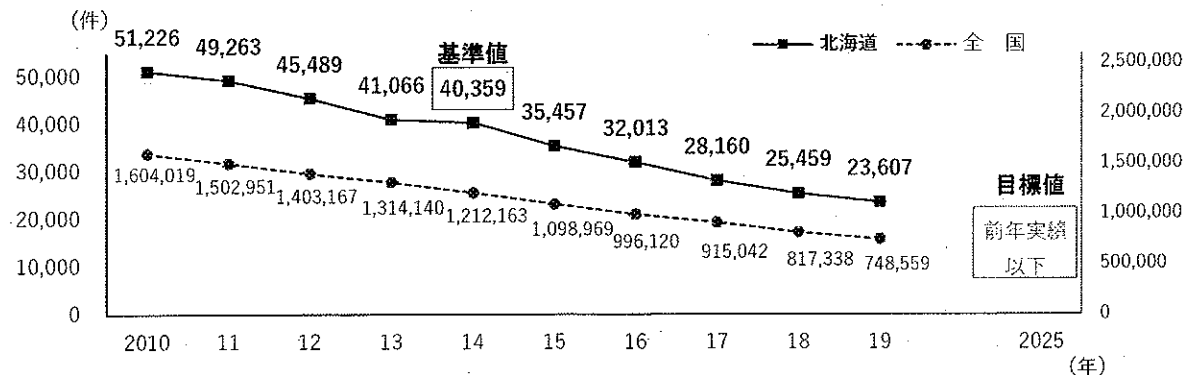
街頭活動の強化など、犯罪の抑止につながる警戒・検挙活動や犯罪情勢に即した犯罪抑止対策など様々な取組を実施したことが、刑法犯認知件数を減少させていると考えられる。

●データ

刑法犯認知件数の推移

(単位:件)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
北海道	51,226	49,263	45,489	41,066	40,359	35,457	32,013	28,160	25,459	23,607
全国	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559



治安情勢(重要犯罪の検挙率)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標

【定義・算出式】

警察が認知した重要犯罪の件数のうち、検挙した件数の割合です。
・「重要犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ事件をいう。

【出典】

警察庁「犯罪統計資料」、毎年調査、2月頃公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年(2014年) 72.7%(過去5年平均 66.2%)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 過去5年平均以上

<目標値設定の考え方>

犯罪認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものであるが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることを目指し、過去5年間の平均値よりも向上させることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値
令和元年(2019年) 86.0%(過去5年平均76.6%)

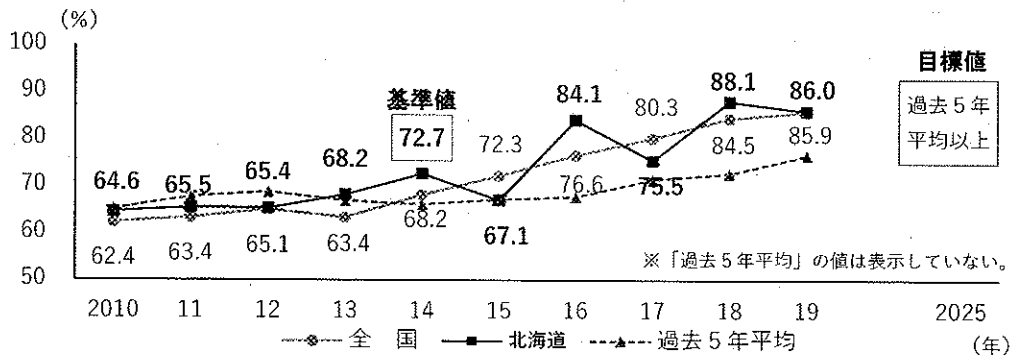
<達成度合の分析>

迅速・的確な初動捜査をはじめ、防犯カメラ画像の収集・分析やDNA型鑑定など客観証拠を重視した捜査を推進したことにより、過去5年間の平均を大きく上回ったと考えられる。

●データ

重要犯罪の検挙率の推移 (単位:%、件)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
全国	62.4	63.4	65.1	63.4	68.2	72.3	76.6	80.3	84.5	85.9
北海道	64.6	65.5	65.4	68.2	72.7	67.1	84.1	75.5	88.1	86.0
過去5年平均	65.2	67.8	68.8	66.9	66.2	67.3	67.8	71.5	72.8	76.6
認知件数	523	472	532	559	444	493	397	351	328	301
検挙件数	338	309	348	381	323	331	334	265	289	259



消費者被害防止地域ネットワーク組織数 (累計)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

高齢者等の消費者被害の未然防止や早期発見への取組状況を測る指標

【定義・算出式】

道内における消費者被害防止地域ネットワークの組織数
・消費者被害防止地域ネットワークは、自治体、警察、各種団体が連携して消費者被害の防止のために見守り等に取り組む組織

【出典】

北海道環境生活部調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 52組織

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 74組織

<目標値設定の考え方>

地域における消費者被害防止の取組が広がるよう、1年に2組織ずつ増加させることをめざし、目標値を設定している。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

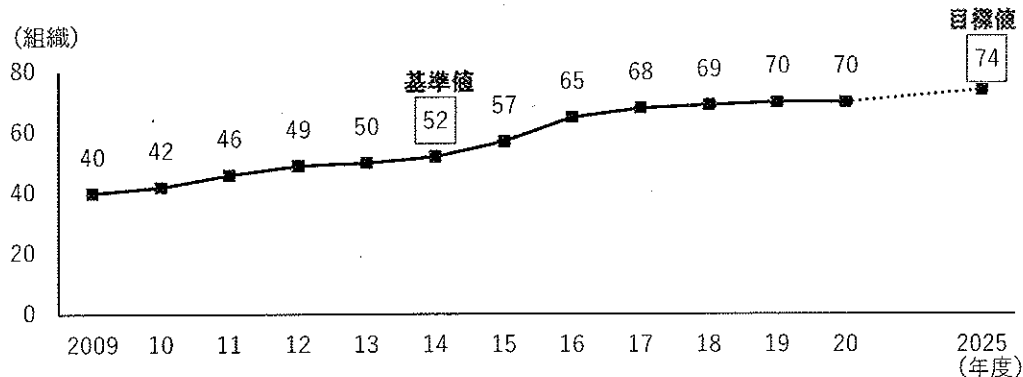
令和2年度(2020年度) 70組織

<達成度合の分析>

消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業(H26~)の取組効果が現れている。

●データ

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
組織数	40	42	46	49	50	52	57	65	68	69	70	70
						基準値						実績値



HACCP手法による衛生管理導入施設数(累計)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保

【何を測る指標か】

食品関係施設における食品の安全性確保に向けた取組状況を測る指標

【定義・算出式】

HACCPによる衛生管理を導入している以下の施設の数

- ①食品衛生法施行細則第23条の3第1項の規定に基づく届出施設数
- ②北海道HACCP自主衛生管理認証施設数
- ③HACCPに基づく衛生管理導入の評価施設数
- ④食品衛生法第13条に基づく総合衛生管理製造過程承認施設数
- ⑤対米・対EU輸出水産食品取扱認定施設数
- ⑥民間機関によるHACCP認証取得施設数
- ⑦認証等を受けていないHACCP導入施設数

・HACCPとは、「Hazard Analysis and Critical Control Point」(危害要因分析重要管理点)の略であり、原料の受入から製造・出荷までの各工程において、危害要因をチェックし、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つの製品の安全性を確保しようとする食品衛生管理手法。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、6月頃確定

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 511施設

【②目標値】

目標年:令和5年度(2023年度) 目標値:2,250施設

<目標値設定の考え方>

平成30年(2018年)6月に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化された。令和2年(2020年)から施行予定のHACCP制度化へ対応し食品の安全性・信頼性を確保するため、HACCPに沿った衛生管理の導入をさらに進めるとし、目標値を設定している。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 1,583施設

<達成度合の分析>

HACCPに沿った衛生管理の制度化の周知や技術的支援などにより、HACCPの導入は着実に進んでいる。

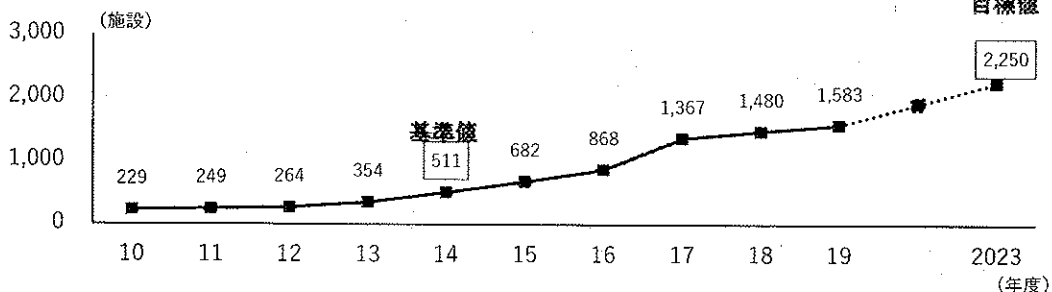
●グラフ

(単位:施設)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
施設数	229	249	264	354	511	682	868	1,367	1,480	1,583

基準値

実績値



人権侵害事件数(人口10万人当たり)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■人々が互いに尊重しあう社会づくり

【何を測る指標か】

人権が尊重された社会づくりの進展状況を測る指標

【定義・算出式】

法務省の人権擁護機関において、人権侵害の疑いのある事案について措置を講じたものの件数。法律などに違反した行為だけに限らず、広く、憲法や世界人権宣言の基本原則である人権尊重の精神に反するような行為をいい、強制強要(職場での嫌がらせ)、親からの結婚妨害、名誉、信用の毀損なども含まれる。

【出典】

法務省「人権侵害事件統計(年報)」、毎年調査、概ね6月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年(2014年) 19.9件(全国平均値16.9件)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 全国平均値

<目標値設定の考え方>

北海道における値が全国平均値よりも高いことから、あらゆる場を通じて人権に関する教育や啓発を進めることにより、全国平均値とすることを目標としている。

なお、この指標は、人権が尊重されているかを示すものではあるが、件数の増加は、人権侵害が増えている場合と、人権意識が高まったことにより相談件数が増加している場合と両方の理由が考えられる。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年(2019年) 7.3件(全国平均値12.1件)

<達成度合の分析>

人権侵害事件数は、令和元年(2019年)実績で、北海道では10万人当たり7.3件となり、全国の平均値を大きく下回る結果となった。基本的人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及を図るための取組を国、道、市町村が連携して進めた効果と考えられる。

●データ

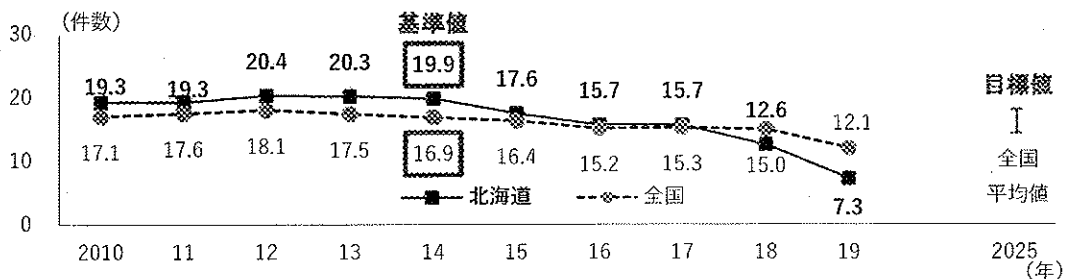
人権侵害事件数(人口10万人当たり)の推移

(単位: 件)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
北海道	1,066	1,059	1,117	1,112	1,087	951	835	841	669	386
10万人当たり	19.3	19.3	20.4	20.3	19.9	17.6	15.7	15.7	12.6	7.3
全国	21,696	22,168	22,930	22,437	21,718	20,999	19,443	19,533	19,063	15,420
10万人当たり	17.1	17.6	18.1	17.5	16.9	16.4	15.2	15.3	15.0	12.1

基準値

実績値



自主防災組織活動カバー率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上

【何を測る指標か】

「共助」の役割を担う自主防災組織の活動による地域防災力を測る指標

【定義・算出式】

全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合
(算出式) 自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数 / 全世帯数

【出典】

消防庁「地方防災行政の現況」、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 51.3%(全国平均値80.0%)

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 全国平均値以上

<目標値設定の考え方>

地域の防災リーダーの育成や自主防災組織結成を促進するなど、地域防災力を強化することにより、全国平均値以上とすることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 60.5%(全国平均値84.1%)

<達成度合の分析>

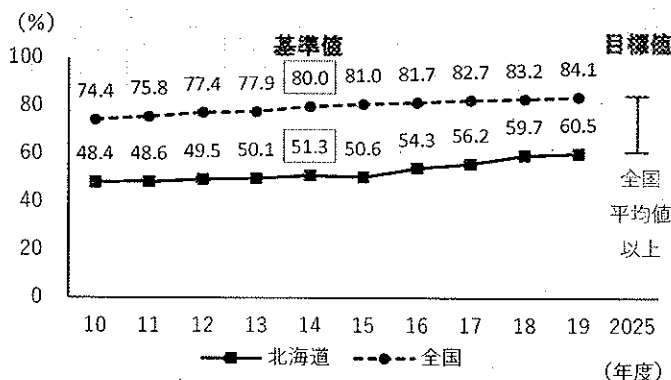
数値は上昇しているものの、目標値とは乖離している状況である。
引き続き、自主防災組織の活動実態の把握とともに、活動カバー率の向上に向け、取り組んでいく。

●グラフ

(単位: %)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
北海道	48.4	48.6	49.5	50.1	51.3	50.6	54.3	56.2	59.7	60.5
全国	73.5	75.8	77.4	77.9	80.0	81.0	81.7	82.7	83.2	84.1

※毎年4月1日現在で集計



都道府県順位(H31(2019)4.1現在)

都道府県名	自主防災組織活動カバー率	順位
兵庫県	97.6%	1
山口県	97.1%	2
大分県	96.9%	3
高知県	96.5%	4
香川県	96.4%	5
長崎県	68.8%	44
北海道	60.5%	45
青森県	54.4%	46
全国	84.1%	—

災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況
(避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

住民などの円滑かつ安全な避難体制の確保状況を測る指標

【定義・算出式】

市町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定割合。内閣府において、平成17年(2005年)3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられ、同年7月に防災基本計画により地方公共団体において避難勧告等の判断基準などを明確にしたマニュアルの作成に努めることとされたことを受け、市町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。

(算出式)各災害毎に避難勧告等の発令判断基準を策定した市町村/各災害毎の該当市町村

【出典】

- ・北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査
- ・消防庁国民保護・防災部防災課調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度)

- 水害 : 策定率 86.9%(洪水予報河川、水位周知河川を対象)
- 土砂災害: 策定率 92.0%
- 高潮災害: 策定率 73.1%(高潮災害の有無については、市町村からの自主申告)
- 津波災害: 策定率 98.8%(海岸を有する市町村を対象)

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

市町村に対し避難勧告等策定基準の早期策定を働きかけるとともに、策定に向けた助言などの支援を行うことにより、各災害において策定率を100%とすることを目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 水害: 83.9% 土砂災害: 89.2% 高潮災害: 100% 津波災害: 97.4%

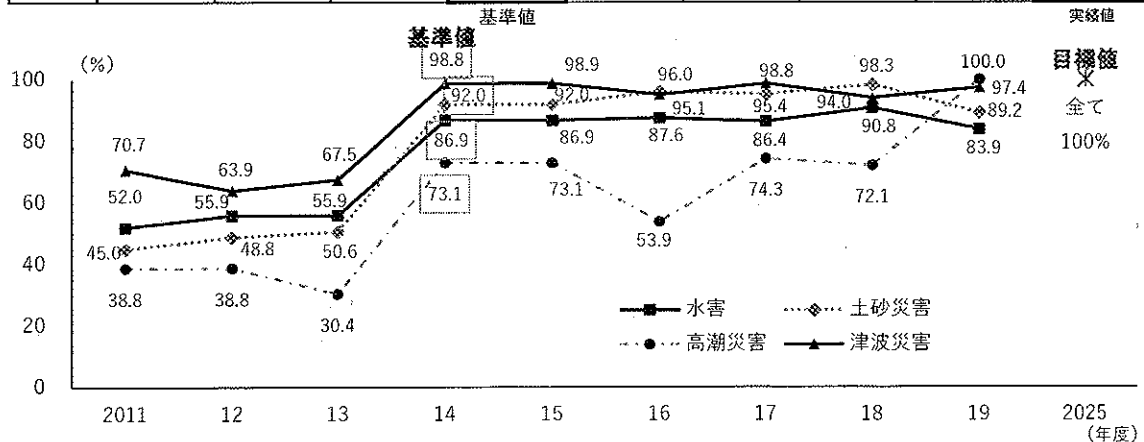
<達成度合の分析>

概ね目標が達成される見込み。

引き続き、未策定市町村へ働きかけを行うなど、策定が進むよう取り組んでいく。

●グラフ

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
水害	52.0	55.9	55.9	86.9	86.9	87.6	86.4	90.8	83.9
土砂災害	45.0	48.8	50.6	92.0	92.0	96.0	95.4	98.3	89.2
高潮災害	38.8	38.8	30.4	73.1	73.1	53.9	74.3	72.1	100.0
津波災害	70.7	63.9	67.5	98.8	98.9	95.1	98.8	94.0	97.4



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況
(常時観測火山(9火山)のハザードマップの作成状況)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

道内の常時観測火山における噴火災害等への体制確保の状況を測る指標

【定義・算出式】

道内の常時観測火山(9火山)におけるハザードマップの作成割合。火山のハザードマップは、各火山の災害要因(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等)の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものであり、火山防災上極めて重要なものであることから、道内全ての常時観測火山について、作成を促進するもの。

(算出式)ハザードマップを作成した常時観測火山数 / 全常時観測火山数(9火山)

※常時観測火山 アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 88.9% (8火山)

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

気象台等の関係機関と連携しながら実践的な避難計画の策定を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としている。

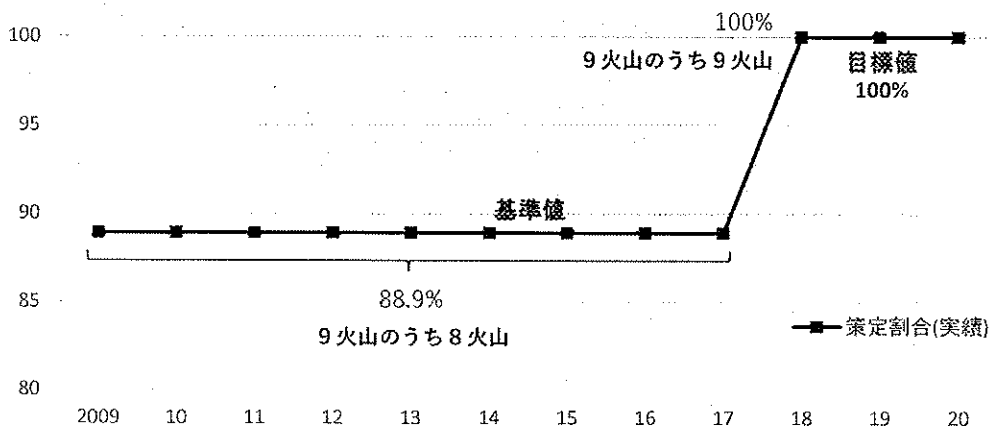
【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和2年度(2020年度) 100.0%

<達成度合の分析>

平成30年度(2018年度)に大雪山のハザードマップを作成し、目標を達成した。

●グラフ



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況
(洪水ハザードマップを作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

洪水、浸水被害への体制確保の状況を測る指標

【定義・算出式】

洪水ハザードマップを作成した市町村の割合。水防法第15条により、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される浸水を表示した図面に洪水予報等の伝達方法等の事項を記した「洪水ハザードマップ」の作成及び周知を図るものとされていることから、市町村における洪水ハザードマップの策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。

(算出式)洪水ハザードマップを作成した市町村 / 該当市町村(洪水予報河川・水位周知河川を所管する市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 94.9%

【②目標値】

目標年:令和7年度(2025年度) 目標値:100%

<目標値設定の考え方>

市町村の洪水ハザードマップの策定及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としている。なお、目標年については、北海道強靱化計画において設定している令和6年度としている。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 97.2%

<達成度合の分析>

令和2年(2020年)3月31日現在において、洪水による浸水被害のおそれがある142市町村のうち138市町村がハザードマップを整備している。未策定の市町村に対して、引き続き、早期の策定促進を働きかけていく。

なお、平成27年(2015年)の水防法の改正により、洪水ハザードマップについては、想定しうる最大降雨量を前提とした浸水想定区域を示す必要があることから、新たな洪水ハザードマップの作成が必要となった。令和2年(2020年)3月31日現在、策定済は94市町村(68.1%)であり、44市町村は未策定となっている。

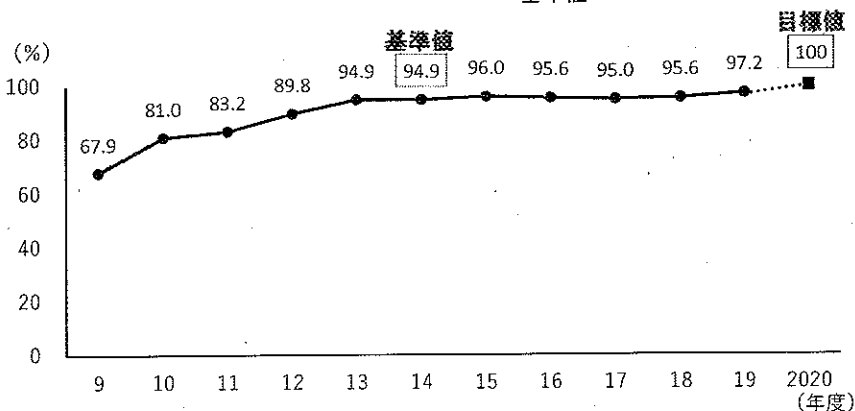
●データ

(単位:%)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
割合	67.9	81.0	83.2	89.8	94.9	94.9	96.0	95.6	95.0	96.5	97.2

基準値

実績値



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況
(津波ハザードマップを作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

沿岸市町村における津波災害への被害軽減対策の状況を測る指標

【定義・算出式】

沿岸市町村において津波ハザードマップを作成している割合。地震防災対策特別措置法第14条により、市町村において、津波ハザードマップの作成と住民への周知に努めることとされていることから、沿岸市町村における策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。

(算出式)津波ハザードマップを作成した市町村数 / 沿岸市町村数(81市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 97.5%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

市町村に対し助言・支援を行い未策定地域の計画策定を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

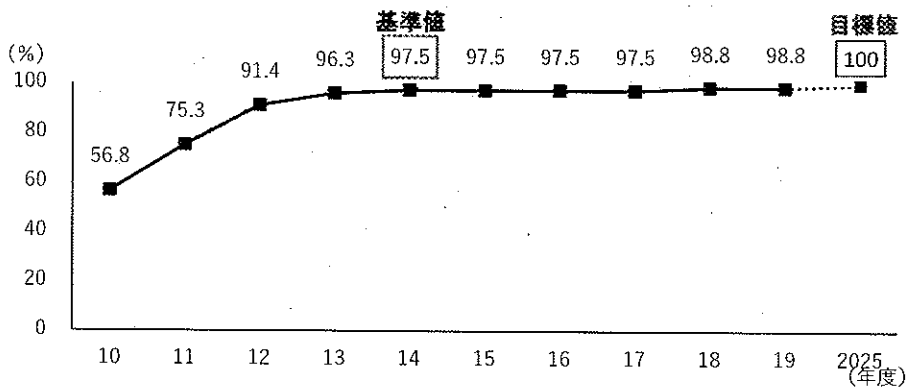
令和元年度(2019年度) 98.8%

<達成度合の分析>

関係市町村に訪問や技術的な助言を行ったことから、策定市町村数は増大し、目標は概ね達成される見込みとなっている。

●データ

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
割合	56.8	75.3	91.4	96.3	97.5	97.5	97.5	97.5	98.8	98.8
					基準値					実績値



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況
(津波避難計画を作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

津波発生時の住民などの円滑かつ安全な避難体制の確保状況を測る指標

【定義・算出式】

市町村における津波避難計画の策定割合。津波対策の推進に関する法律第9条により、市町村において津波避難計画を定め公表に努めることとされていることから、市町村における津波避難計画の策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。

(算出式)津波避難計画を作成した市町村数 / 沿岸市町村数(81市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 72.8%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

計画未策定市町村に対する助言・支援を行うことなどにより計画策定を促進し、策定率を100%とすることを目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 98.8%

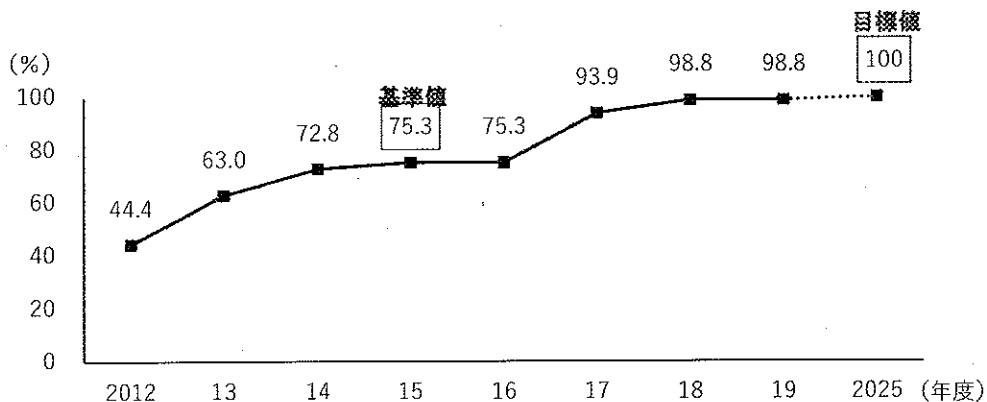
<達成度合の分析>

各市町村を訪問するなどして技術的な助言等を行っていることから、策定市町村数は増大し、目標は概ね達成される見込みとなっている。

●データ

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
割合	44.4	63.0	72.8	75.3	75.3	93.9	98.8	98.8

基準値 実績値



指標名 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率(道道)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

【何を測る指標か】

緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

緊急輸送を円滑に行うための緊急輸送道路や避難路上にある橋梁の耐震化の割合
 ・緊急輸送道路とは、災害直後から発生する物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点を相互に連絡する道路のこと。
 ・避難路とは、地域防災計画で避難路と位置づけられた道路や、避難所と緊急輸送道路を連絡する道路のこと。

【出典】

北海道建設部調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成30年度(2018年度) 0% [旧方針による場合:平成26年度(2014年度) 59%]

引き続き避難路上にある橋梁の耐震化を進めるとともに、平成28年(2016年)に発生した熊本地震を踏まえ、緊急輸送道路上の橋梁については、地震時においても路面に大きな段差を発生させないよう新たな対策を実施する方針が国から示されたことから、対象橋梁の再抽出を行い、新方針として基準値を変更した。(令和2年3月)

【②目標値】

目標年:令和7年度(2025年度) 目標値:33% [旧方針による場合:100%]

<目標値設定の考え方>

旧方針では地震時の落橋等による緊急輸送道路や避難路の分断防止と避難所への輸送路確保により地域住民の孤立化を防ぐため、橋梁の耐震補強に取り組み、緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率を100%とすることを目標としていたが、上記のとおり、目標値を変更した(令和2年3月)。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

平成30年度(2018年度) 0% [旧方針による場合: 78.4%]

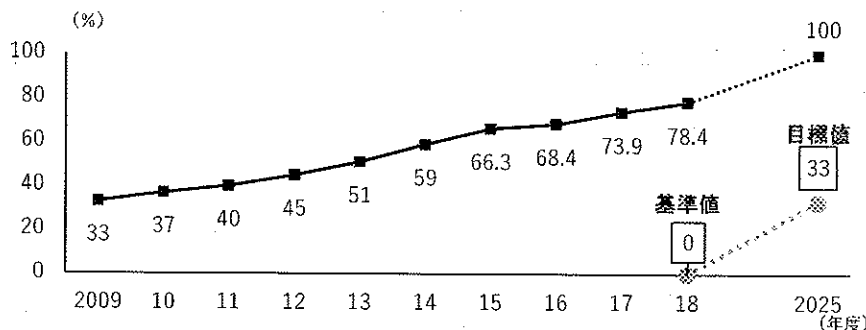
<達成度合の分析>

概ね順調に進められてきた。引き続き避難路の耐震化を進めるとともに、緊急輸送道路については、熊本地震を踏まえ、新たな対策を講じる必要がある。

●データ

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
耐震化率										
新方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
(旧方針)	(33)	(37)	(40)	(45)	(51)	(59)	(66.3)	(68.4)	(73.9)	(78.4)

(現状値) (実績値)



※平成30(2018)年度に新方針へ移行

指標名 住宅及び多数利用建築物の耐震化率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

【何を測る指標か】

建築物の耐震化の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

住宅及び多数利用建築物の耐震化の割合。建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条により、都道府県が策定する耐震改修促進計画において建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標を定めることとされていることから、北海道耐震改修促進計画において住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標を設定し、耐震化の促進を図るもの。

【出典】

北海道建設部調べ、5年ごとに調査、概ね調査年の翌年3月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成22年度(2010年度) 82%

【②目標値】

目標年:令和7年度(2025年度) 目標値:95%以上

<目標値設定の考え方>

北海道耐震改修促進計画(平成28年(2016年)5月改定)において、地震による建築物等の被害軽減を図り、住民の方々の安全で安心な生活を確保するため、住宅及び多数利用建築物の耐震化を計画的に促進することをめざし、住宅の耐震化率及び多数利用建築物の耐震化率を令和2年(2020年)までに少なくとも95%にすることを目標としていることから、これ以上の耐震化率とすることを目標値として設定。

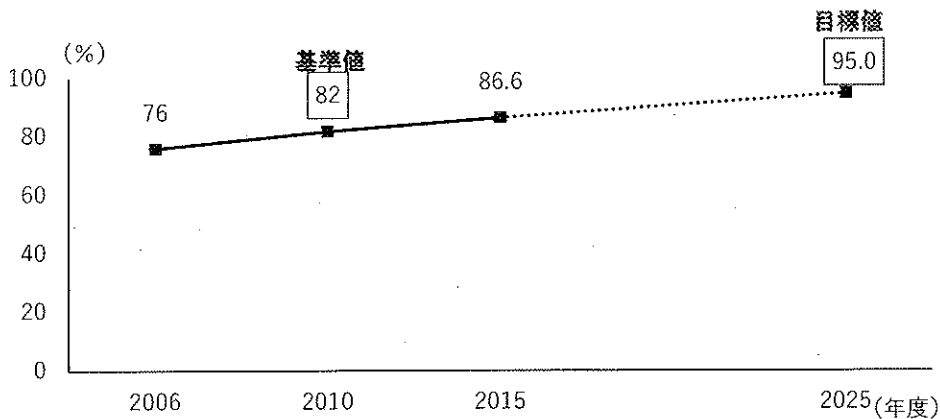
【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値
平成27年度(2015年度) 86.6%

<達成度合の分析>

耐震化の促進に向けて、耐震セミナーを毎年開催するなど、普及啓発を今後も実施していく必要がある。

●データ

年度	2006	2010	2015
耐震化率	76	82	86.6
		基準値	実績値



リスク分散による企業立地件数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮

【何を測る指標か】

リスク分散を理由とした本道への企業誘致の取組状況を測る指標

【定義・算出式】

リスク分散を理由とした道内での企業立地(新設及び増設)の件数

【出典】

北海道経済部調べ、毎年調査、6月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度) 累計63件(3年間平均21件)

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度) 累計125件

<目標値設定の考え方>

リスク分散を理由とした企業立地件数の3年平均値である24件(平成28年度(2016年度)～平成30年度(2018年度))より5%の増加をめざし、目標値を設定。

地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置期間の延長及び全国的な自然災害の発生状況等から、リスク分散による道内への立地が今後も継続する見込みであることなどから、目標年を令和6年度(2024年度)に設定している。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

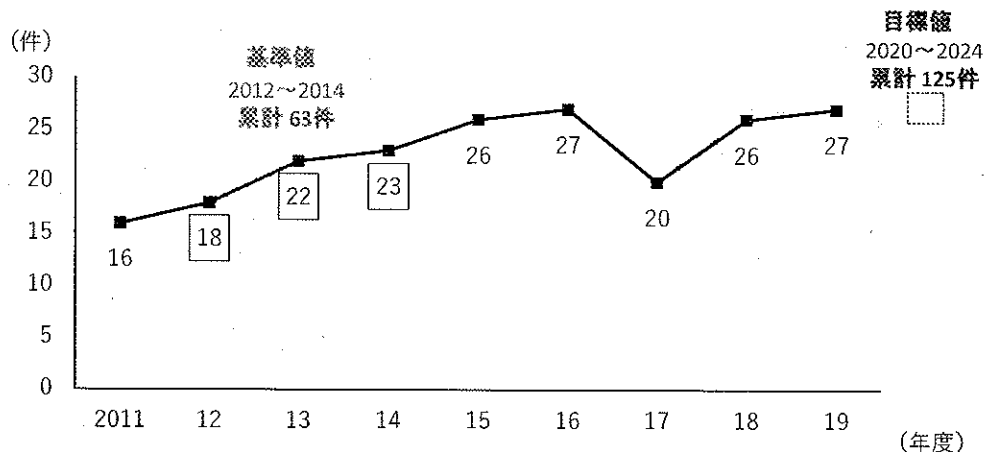
令和元年度(2019年度) 27件

<達成度合の分析>

リスク分散を理由に本道への立地を決定した件数は、令和元年度(2019年度)は27件と昨年度より増加しており、首都圏企業等を対象としたフォーラムでのPR効果や自然災害等に対する企業のリスク分散意識の高まりなどが要因と考えられる。

●グラフ

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
立地件数	16	18	22	23	26	27	20	26	27
		基準値							実績値



食料自給率(カロリーベース)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 2 産業・経済
- 中項目(政策の柱) (1) 農林水産業の持続的な成長
- 小項目(政策の方向性) ■潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり

【何を測る指標か】

我が国の食料の安定供給への本道農業の貢献度を測る指標

【定義・算出式】

北海道の食料消費が、道内の食料生産によってどのくらい賄われるかをカロリー(供給熱量)ベースで算出したもの。

(算出式)

カロリーベースの都道府県別食料自給率 = 1人・1日当たりの各都道府県産熱量 / 1人・1日当たりの供給熱量

・国全体の総合食料自給率の基となるデータや都道府県ごとの統計データ等を基に算出しています。

・分母となる1人・1日当たり供給熱量は、全国の1人・1日当たり供給熱量と同じです。

・分子となる1人・1日当たりの各都道府県産熱量は、品目ごとに全国の国産供給熱量を当該県の生産量等に応じて按分したものを合計し、これを当該県の人口で割って算出。

【出典】

農林水産省「都道府県別食料自給率」、前々年度分を毎年算定、8月頃公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成25年度(2013年度) 197%(概算値) ※平成25年度(2013年度)の確定値は198%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 258%

<目標値設定の考え方>

我が国の食料自給率の向上に最大限寄与できるよう、本道のコメや豆、麦類、乳用牛や肉用牛をはじめとした農畜産物の作付面積、生産量、飼養頭数などについて、農業生産に関する道内関係者の共通の目標として設定した令和7年度(2025年度)の生産努力目標を達成した場合の食料自給率を試算し、目標値として設定。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

平成30年度(2018年度) 196%(概算値)

<達成度合の分析>

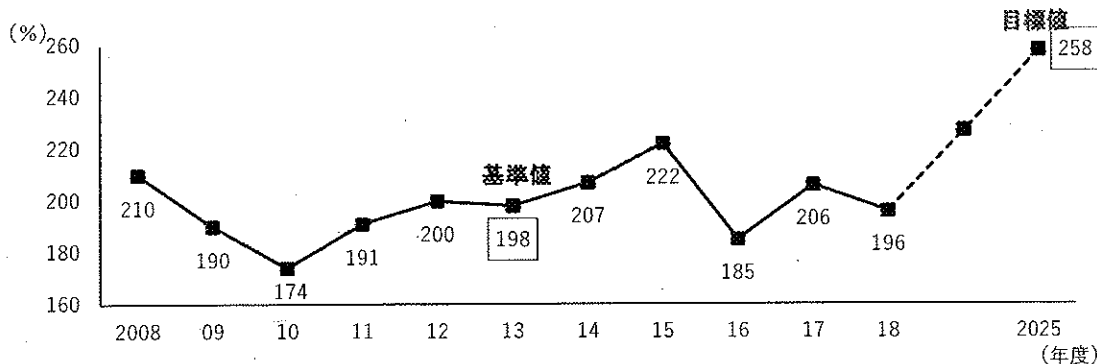
平成30年度は、低温や多雨、日照不足など天候不順の影響により、農作物の生産量が前年に比べ減少したため低下。

●データ

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
北海道	210	190	174	191	200	198	207	222	185	206	196
全国	41	40	39	39	39	39	39	39	38	38	37

基準値 実績値

※2017までは確定値を、2018は概算値を掲載。



新規就農者数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 2 産業・経済
- 中項目(政策の柱) (1) 農林水産業の持続的な成長
- 小項目(政策の方向性) ■潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり

【何を測る指標か】

今後、高齢化等により農家数のさらなる減少が見込まれる中、農業生産の維持、農業・農村の活性化に向け、新規就農の動向を測る指標

【定義・算出式】

本道において新たに就農した者の数

【出典】

北海道農政部「新規就農者実態調査」、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年(2014年) 612人

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 毎年770人

<目標値設定の考え方>

目標年において必要な販売農家数を推計し、その販売農家数を維持するために必要な新規就農者数を目標値として設定

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値
平成30年(2018年) 529人

<達成度合の分析>

農家出身でない者の新規就農者数は毎年120名程度確保できているが、農家子弟の新規就農者が減少傾向にあるため、全体として遞減傾向にある。担い手の育成・確保対策の一層の推進に努める必要がある。

●グラフ

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
新規就農者数	611	700	678	626	603	612	589	566	569	529

基準値 (2014年) 実績値 (2018年)

